

# 旅費規程

社会福祉法人 新柏会

# 旅 費 規 程

## (目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人新柏会の役員及びこれが設置運営する施設・事業に従事する職員が出張する場合の旅費の支給に関することを定める。

## (旅費の区分)

第2条 出張にあたっては、次に定める旅費を支給する。

- (1) 交通費（市内を含む。）
- (2) 日当
- (3) 宿泊料

## (旅費の計算)

第3条 旅費は全て順路によって支給する。但し、天災地変及びその他特殊の事情等やむを得ないときは、その時の実際の経路により支給する。

## (交通費の計算)

第4条 交通費は、次の区分によって支給する。

- (1) 鉄道料金
- (2) 船舶料金
- (3) その他の交通料
  - 2 急行料金、特別急行料金、超特別急行料金、寝台料金及び航空料金は、理事長又は施設長が業務の都合又は経費等を勘案し妥当と認められた場合に限り実費を支給する。
  - 3 グリーン車は原則として認めない。但し、特殊事情に依り理事長・施設長が特に認めた場合はこの限りではない。

## (法人所有車輛等使用の場合)

第5条 法人所有車輛等を使用したときは、この区画の交通費は支給しない。

- 2 自動車の運行経路上必ず必要不可欠となる高速道路の通行料金、自動車燃料代金、車輛の修理代金、駐車場使用料その他の経費は実費を支給する。
- 3 自動車による出張中、自動車の使用が不能となったり、必要な業務のため他の交通機関を利用したときは、この区間の交通費の実費を支給する。

(日当及び宿泊料金)

第6条 日当は、出張の初日から最終日までの日数、宿泊日数に応じて次のように支給する。

- 2 日当は宿泊を伴う出張の場合について支給し、1日当たり、1,500円を支給する。但し、日帰り出張の場合は支給しない。
- 3 宿泊料金は、2食付きで一泊20,000円を限度として実費を支給する。但し、研修等で宿泊先が指定される場合は、この限りでなく支給する。
- 4 航空機利用又は寝台車輛等を利用した場合は、宿泊料としては支給されない。
- 5 理事が理事会出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、日当として15,000円を支給する。
- 6 評議員が評議員会出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、日当として15,000円を支給する。
- 7 監事が理事会及び評議員会出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、日当として15,000円を支給する。

(出張の手続き)

第7条 出張を要するときは、予め理事長、施設長又は事務長から許可を得てから行い、出張が完了したときは速やかに「研修・出張報告書」を作成提出し、合わせて「旅費精算書」により精算することとする。

(仮払いの手続き)

第8条 研修・出張者は、その費用の額により仮払いの必要がある場合は、理事長、施設長又は事務長の許可を得て会計担当者から仮払いを受けることができる。

(附則)

第9条 この規定の改廃については、理事会の承認を得てから行われる。

- 2 この規定は平成18年8月1日より実施される。

平成20年12月1日 改定

平成21年10月1日 改定

研修・出張報告書  
平成 年 月 日 ( )

施設長	事務長	報告者	⑩
-----	-----	-----	---

研修名		主催	
-----	--	----	--

日時	平成 年 月 日 ( ) ~ 平成 年 月 日 ( )		
----	-----------------------------	--	--

場所		主な参加者	
----	--	-------	--

(概要)			

(内容)			

(感想・意見)			

費用 明細	(1) 交通費		円	
	(2) 交通費		円	
	(3) 図書		円	
	(4) その他		円	
	(5) 日当	@1,500円×	日 =	円
	※別紙の旅費精算書に再掲し請求すること。			合計 円

